

## 工事監理業務委託契約書

1. 委託業務名 \_\_\_\_\_
2. 委託場所 東大阪市西岩田三丁目4番5号 \_\_\_\_\_
3. 履行期間 \_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日
4. 委託金額 ¥ \_\_\_\_\_
- うち取引に係る  
消費税及び  
地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_
5. 契約保証金 ¥ \_\_\_\_\_
6. 代金支払方法 \_\_\_\_\_

年 月 日

発注者 東大阪市西岩田三丁目4番5号  
地方独立行政法人 市立東大阪医療センター  
代表者 理事長 辻 井 正 彦

受注者

上記業務について、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、これを保有する。

## 第1条〔総則〕

発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び工事監理業務委託仕様書において定められる業務（以下この契約書において、同委託書で定められる業務を「監理業務」という。）を内容とする委託契約（以下「この契約」という。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約に基づき、善良な管理者の注意をもって監理業務を行ない、その監理結果を表現した図成果物に関して必要な説明を行なったうえ、これを発注者に交付する。
- 3 発注者は、受注者に対し、この契約に基づいて業務委託料を支払う。
- 4 発注者は、受注者に対し、受注者の監理業務遂行にあたり必要な情報を提供することとし、又必要あるときは監理業務に関する指示をすることができる。
- 5 受注者はこの契約書若しくは監理業務委託書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者受注者協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 10 この契約は日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## 第2条〔委託業務の処理〕

受注者は、工事が設計図書に基づき円滑かつ完全に施工されるよう請負者等を指導監督するものとし、建築工事監理業務共通仕様書及び特記仕様書に規定する該当規程に基づいて委託業務を処理しなければならない。

- 2 前項の仕様書等に規定されていない細部事項があるときは、甲乙協議して定める。

## 第3条〔業務計画書の提出〕

受注者は、監理業務委託契約書を発注者と取り交わした日から14日以内に、業務計画書を作成し、その内容を説明したうえで発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対して、その修正につき協議を請求することができる。
- 3 この契約書の規定により履行期間又は工事監理業務委託書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「監理業務委託契約書を発注者と取り交わした日から」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

## 第4条〔契約の保証〕

受注者は、この契約と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- ① 契約保証金の納付
  - ② 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - ③ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - ④ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、設計業務報酬の10分の1以上としなければならない。
  - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担

保の提供として行われたものし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の増減を請求することができる。

#### 第5条〔権利・義務の譲渡等の禁止〕

発注者及び受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

#### 第6条〔秘密の保持〕

受注者は、監理業務を行なううえで知り得た発注者の秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物、未完了の成果物及び監理業務を行なううえで得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

#### 第7条〔再委託〕

受注者は、監理業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、監理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に対し、その委任又は請負にかかる監理業務の概要、その第三者の氏名又は名称及び住所を記載した書面を交付のうえ、委任又は請負の趣旨を説明しなければならない。
- 3 受注者は、前項により監理業務の一部について第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全てについて責任を負う。

#### 第8条〔受注者の説明・報告義務〕

受注者は、この契約に定めがある場合、又は発注者の請求があるときは、監理業務の進捗状況について、発注者に説明・報告しなければならない。

#### 第9条〔設計業務委託書等の追加・変更等〕

発注者は、必要があると認めるときは、監理業務委託契約書、発注者受注者協議の内容、又はすでになした発注者の指示に関して、受注者に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、受注者は、発注者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及び業務委託料の変更並びに受注者が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。

#### 第10条〔矛盾等の解消〕

監理業務委託契約書、発注者受注者協議の内容、もしくは発注者の指示が相互に矛盾し、又はそれぞれの内容が不十分もしくは不適切であることが判明した場合、発注者及び受注者は、速やかに協議をしてその矛盾等を解消しなければならない。

- 2 前項の場合において協議が成立し矛盾等が解消したときは、受注者は、その協議内容に従って監理業務を遂行しなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、その矛盾等が発注者の責に帰すべき事由によるときは必要と認められる履行期間及び業務委託料の変更並びに受注者が損害を受けているときはその賠償を、発注者受注者双方の責に帰すことのできない事由によるときは必要と認められる履行期間及び業務委託料の変更を請求することができる。

#### 第11条〔受注者の請求による履行期間の延長〕

受注者は、その責に帰すことのできない事由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の延長を請求することができる。

#### 第12条〔検査及び引渡し〕

受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会のうえ、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いと同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

### 第13条〔業務委託料の支払〕

発注者は、受注者に対し、契約書において定めた業務委託料を成果物の受領の後速やかに支払う。ただし、契約書において別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 発注者受注者双方の責に帰することができない事由により受注者が監理業務を行なうことができなくなった場合、受注者は、発注者に対し、既に遂行した監理業務の割合に応じて業務委託料を請求することができる。

### 第14条〔受注者の債務不履行責任〕

発注者は、受注者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者に損害が生じたときは、受注者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、受注者がその責に帰することができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

### 第15条〔発注者の債務不履行責任〕

受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、受注者に損害が生じたときは、発注者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、発注者がその責に帰することができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

### 第16条〔成果の瑕疵に対する受注者の責任〕

発注者は、成果物の交付を受けたのちにその成果に瑕疵が発見された場合、受注者に対して、追完及び損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償の請求については、その瑕疵が受注者の責に帰することのできない事由に基づくものであることを受注者が証明したときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、本件建築物の工事完成引渡後2年以内に行なわなければならない。ただし、この場合であっても、成果物の交付の日から10年を超えることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、成果物の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求することができる期間は、成果物の交付の日から10年とする。
- 4 発注者は、成果物の交付の際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、成果物の瑕疵が発注者の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったとき、又は知ることができたときは、この限りでない。

### 第17条〔発注者の中止権〕

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に書面をもって通知して、監理業務の全部又は一部の中止を請求することができる。

- 2 発注者は、前項により中止された監理業務を再開させようとする場合、その旨を受注者に書面をもって通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の通知を受けた場合、発注者に書面をもって通知し、監理業務を再開しなければならない。
- 4 前項において監理業務が再開された場合、受注者は、発注者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及び業務委託料の変更並びに受注者が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。

### 第18条〔受注者の中止権〕

受注者は、次の各号の一に該当する場合、相当の期間を定めて催告しても発注者がその状況を是正しないときは、発注者に書面をもって通知して、監理業務の全部又は一部を中止することができる。

- ① 発注者の責に帰すべき事由により、発注者がこの契約に従って支払うべき業務委託料の全部又は一部の支払を遅滞したとき。
- ② 発注者の責に帰すべき事由により、監理業務が遅滞したとき。
- 2 発注者が前項第一号の支払の提供をし、又は第二号の定める事由が解消したときは、受注者は、発注者の請求に応じ又は自ら発注者に書面をもって通知して、監理業務を再開しなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及び業務委託料の変更並びに受注者が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。

### 第19条〔解除権の行使〕

発注者は、次の各号の一に該当するときは、受注者に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。

- ① 受注者の責に帰すべき事由により、履行期限内に監理業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- ② 受注者の責に帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。
- ③ 受注者の責に帰すべき事由により、受注者がこの契約に違反し、発注者が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- ④ 前各号のほか、受注者の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- ⑤ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその他の支店・支社等の営業所（常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所）の代表者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らずながら当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 第1項に規定する場合のほか、発注者は、受注者の監理業務が完了するまでの間、いつでも受注者に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。

3 受注者は、次の各号の一に該当するときは、発注者に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。

- ① 発注者の責に帰すべき事由によりこの契約に定める協議が成立しないとき。
- ② 第17条又は第18条の規定によって監理業務の全部又は一部が中止された場合において、その中止期間が2ヵ月を経過したとき。
- ③ 発注者の責に帰すべき事由により、発注者がこの契約に違反し、受注者が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- ④ 前各号のほか、発注者の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

#### 第19条の2【解除等に伴う違約金】

次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- ② 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- ① 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- ② 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- ③ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（前条第 1 項第 5 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

## 第 20 条〔解除の効果〕

第 19 条又は第 19 条の 2 における契約解除の場合、次の各号のとおりとする。

- ① 発注者は、契約解除のときまでに受注者から交付されている成果物及び未完了の成果物（以下既に受注者から交付されているこれらのものを「交付済み図書」という。）がある場合、これを利用することができる。
  - ② 受注者は、発注者に対し、契約が解除されるまでの間履行した監理業務の割合に応じた業務委託料（以下「割合委託料」という。）の支払を請求することができる。
  - ③ 前号において、発注者が業務委託料の一部又は全部を支払済みの場合（以下発注者の支払済みの業務委託料を「支払済み委託料」という。）であって、割合委託料の額が支払済み委託料の額を超えるときは、受注者は、発注者に対し、その差額の支払を請求することができ、割合委託料の額が支払済み委託料の額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、その差額の返還を請求することができる。
- 2 第 19 条第 1 項における契約解除の場合、前項に定めるほか、発注者は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。この場合において、発注者は成果物以外のものについては、瑕疵がある場合といえども、瑕疵に基づく追完及び損害の賠償を請求することができない。
- 3 第 19 条の 2 における契約解除の場合、第 1 項に定めるほか、受注者は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。

## 第 21 条〔保険〕

受注者は、この契約に基づいて発生すべき債務を担保するための保険を任意に付したときは、当該保険にかかる証券の写しを直ちに発注者に提出しなければならない。

## 第 22 条〔賠償金等の徴収〕

受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延金を徴収する。

## 第 23 条〔紛争の解決〕

この契約に関して発注者受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ調停人 3 名を選任し、当該調停人の斡旋又は調停によりその解決をはかる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者受注者協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任にかかるものは発注者受注者折半し、その他のものは発注者受注者それぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、同項の発注者受注者間の紛争について民事訴訟法に基づく訴えの提起又は民事調停法に基づく調停の申立てを行なうことができる。

## 第 23 条〔談合その他不正行為に関する違約金〕

次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違

反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定した場合

- ② 受注者（法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定した場合

#### **第24条〔補則〕**

この契約書に定めのない事項については、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程によるほか、必要に応じて発注者受注者協議して定める。